## 北上市告示甲第53号

北上市地域教育力向上活動費補助金交付要綱(平成27年北上市告示甲第19号)の一部を次のように改正し、令和4年度分の補助金から適用する。

令和4年5月9日

## 北上市長 髙 橋 敏 彦

改正前	改正後
(補助対象事業)	(補助対象事業)
第3 補助対象事業は、次の各号のいずれかに掲げる事業とす	第3 補助対象事業は、次の各号のいずれかに掲げる事業とす
る。	る。
(1)~(5) [略]	(1)~(5) [略]
	(6) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第5条第2項に規
	定する地域学校協働活動に関する事業
(6) [略]	<u>(7)</u> [略]
2 [略]	2 [略]
(補助金の額)	(補助金の額)
第5 補助金の額は、補助対象経費の合計額(1,000円未満の	第5 補助金の額は、補助対象経費の合計額(1,000円未満の
端数は、切り捨てる。)とし、同一の補助対象者へ交付する	端数は、切り捨てる。)とし、同一の補助対象者へ交付する
補助金の額は、 <u>5万円</u> を限度とする。	補助金の額は、 <u>8万円</u> を限度とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	